

## ○藤女子大学自己点検・評価規程

制定	1997年12月 3日		
改正	2003年 4月 1日	2003年11月26日	2004年 6月24日
	2007年 7月26日	2009年 4月 1日	2013年 9月17日
	2016年10月 1日	2020年 4月 1日	2022年 2月 1日
	2022年 4月 1日		

### (趣旨)

第1条 藤女子大学（以下「本学」という。）学則第2条第2項及び藤女子大学大学院学則第3条第2項に規定する自己点検・評価の実施に関する基本的事項を定める。

### (目的)

第2条 本学の建学の理念・教育目的及び社会的使命を達成するために、不断に教育・研究活動等の点検及び評価を行い、その水準の維持と向上を図ることを目的とする。

### (方針)

第2条の2 教育研究活動等の水準の維持向上を、本学自らの責任において恒常的・継続的に説明・証明するため、的確な内部質保証システムを構築する。

### (委員会の設置)

第3条 前条の目的・方針を達成するため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織し、学長が委員長を務める。

- (1) 学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、入試部長、図書館長及び事務局長
- (2) グローバル教育センター長、キャリア支援センター長及び教育メディア運営センター長
- (3) 学部及び大学院研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会委員長
- (4) 教職課程委員会委員長
- (5) 第8条に規定する企画調整室の室員

2 委員会が必要と認めた場合には、委員以外のものにも出席を求めることができる。

### (委員会の任務)

第5条 委員会は、次の事項を検討し実施する。

- (1) 内部質保証に必要な学内組織の設置と学内規程の整備
- (2) 自己点検・評価の実施サイクル及びスケジュールの策定
- (3) 教職課程に係る自己点検・評価
- (4) ファカルティ・ディベロップメントの推進
- (5) スタッフ・ディベロップメントの推進
- (6) 改善策の決定と推進
- (7) 自己点検・評価に必要な評価方法の組み立て
- (8) 内部質保証に必要な学内情報のデータベースの整備
- (9) 自己点検・評価結果の活用
- (10) 外部評価に関すること
- (11) 自己点検・評価の結果公表
- (12) その他、内部質保証に必要なこと

2 委員会は、前項に掲げる具体的事項を調査・検討・実施するため小委員会を置くことができる。

第6条 削 除

(結果の公表)

第7条 委員会は、自己点検・評価の実施体制・方法・結果の活用等について定期的に見直しを行い、これを公表する。

(企画調整室)

第8条 内部質保証を推進するために、企画調整室を置く。

2 企画調整室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成9年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、2004年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、2007年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年9月17日から施行する。

附 則

この規程は、2016年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。